

## 東上野四・五丁目地区まちづくりについて

## 1. まちづくりの方向性

東上野四・五丁目地区は、「東上野四・五丁目地区まちづくり方針・同ガイドライン」において、『多様な人々が集う憩いと交流が図られるまちの形成』を図るとされており、公共公益施設の集積エリアであることを活かした更なる利便性の向上や、災害に強く、上野・浅草を結ぶ起点にふさわしいまちづくりを推進する。

## 2. まちづくりの実現に向けた取組み

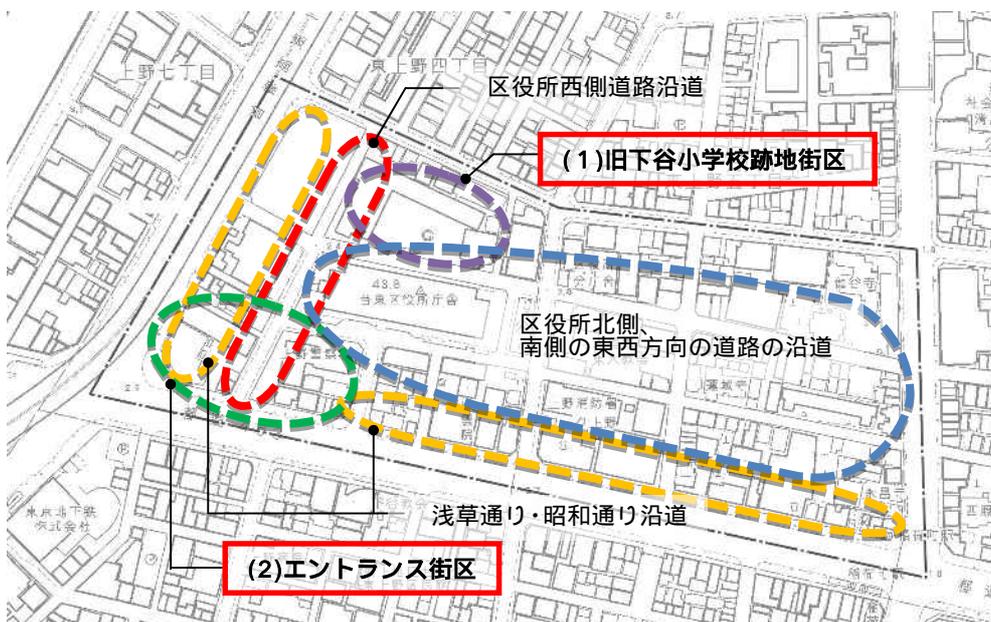
## (1) 旧下谷小学校跡地街区

旧下谷小学校跡地を有効に活用した、地区内の公共公益施設の再編・機能更新拡充及び防災機能の維持・強化を図るための事業を検討し、その実現に向けて関係者との協議を進める。

## (2) エントランス街区

公共公益施設再編後の跡地を含む大規模用地の有効利用、高度利用により、文化・交流施設等の機能誘導や広場整備等を実現するための事業を検討し、その実現に向けて関係者との協議を進める。

東上野四・五丁目区域図



【東上野四・五丁目地区まちづくりガイドラインより】

### 3. 東上野五丁目6番街区の共同化事業及び旧下谷小学校跡地街区の敷地整序の 取組み 【別紙参照】

#### (1) 東上野五丁目6番街区の共同化事業概要

##### 区域面積

民地(㊷)	台東区(㊸) (分庁舎・第2分庁舎)	計
642.39㎡	480.80㎡	1,123.19㎡

##### 権利者

	東上野五丁目6番街区		旧下谷小学校跡地街区	
	㊷	㊸	㊹	㊺
土地所有者	6名	台東区	1名	1名
借地権者	3名	-	2名 (台東区含む)	8名 (台東区含む)

#### (2) 検討経緯

- ・平成24年6月 東上野五丁目6番街づくり協議会設立  
旧下谷小学校跡地街区の敷地整序化に向け㊷・㊺の権利者と協議
- ・平成27年9月 ㊺について借地権の取得が不調となり協議保留
- ・平成28年4月 協議により㊸と㊹の土地交換による共同化が可能となる

#### (3) 地権者の意向

- ・東上野五丁目6番街区  
共同化について、関係権利者全員が同意しており早期実施を要望
- ・旧下谷小学校跡地街区  
㊷の土地所有者及び借地権者は、平成29年6月までに権利移転する確認書を事業協力者と締結

#### (4) 東上野五丁目6番街区共同化事業の進め方

- ㊷の土地を事業協力者が取得し、㊸の土地と交換後に共同化事業を進める。